

平成18年12月
水・大気環境局土壌環境課

農薬取締法第13条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を
改正する省令案について(概要)

1 改正の趣旨

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第13条第4項により、同法第13条第1項及び第3項の規定に基づく立入検査を行う環境省若しくは農林水産省又は都道府県の職員は、相手方から要求があったときは、その身分を示す証明書を示さなければならないこととされている。

立入検査等を実施する職員の身分を示す証明書(以下単に「証明書」という。)の様式は、農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令(昭和46年総理府・農林省令第2号。以下単に「省令」という。)第2条及び別記様式において定められている。

(2) 平成18年4月25日、総務省行政評価局は、「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査」の結果を取りまとめ、環境省を含む10省の検査・調査等業務従事官署に対し、身分証に顔写真及び生年月日を表記すること、又は身分証に併せて顔写真及び生年月日付きの職員証の提示を訓令で義務付けること、及び身分証に所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日を表記することを求める通知を行った。

(3) 現行の省令に基づく証明書には、の各事項は表記されているものの、顔写真及び生年月日については表記されていないことから、これを改めるため、省令の一部を改正することとする。

2 施行期日

平成19年 1月下旬